

昭和二十七年法律第二百八十七号

長期信用銀行法

(目的)

この法律は、長期金融の円滑を図るため、長期信用銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ、監督の適正を期するとともに、銀行業務の分化により金融制度の整備に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

(資本金の額)

第三条 長期信用銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、百億円を下回つてはならない。

(営業の免許)

第四条 預金の受入れに代え第八条に規定する長期信用銀行債を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、免許を申請した者の人的構成及び事業収支の見込み、経済金融の状況その他を勘案し長期信用銀行の業務を行うにつき十分な適格性を有するものと認めた場合に限り、前項の免許をすることができる。

3 内閣総理大臣は、公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。(商号)

第五条 長期信用銀行は、その商号中に銀行という文字を用いなければならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項(商号)の規定は、長期信用銀行には適用しない。

(業務の範囲)

第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け

二 国債、地方債、社債その他の債券(短期社債等を除く)、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得(社債その他の債券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く)、株式又は出資証券については、売出しの目的をもつてする取得を除く)。

三 預金又は定期預金の受入れ(国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他他の取引先からの受入れに限る)。

(四) 為替取引

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行ふことができる。

一 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金(資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ)に関する不動産を担保とする貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものとの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金(資金需要の期間が六月以下のものをいう。)に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けをする業務

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第六項(通則)に規定する投資助言業務

三 算定期割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十一年法律第二百七十七号)第二条第七項(定義)に規定する算定期割当量その他これに類似するものをいう。次項第十一号において同じ。)を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの

四 信託法(平成十八年法律第二百八号)第二条第三号(信託の方法)に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 有価証券の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除き、書面取次ぎ行為に限る。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

二 有価証券の貸付け

三 金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業の禁止等)に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務(第一項第二号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

四 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

五 銀行その他金融業を行う者(外国銀行(銀行法第十条第二項第八号(業務の範囲)に規定する外国銀行をいう。以下同じ)を除く。)の業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介(内閣府令で定めるものに限る。)

六 五の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(長期信用銀行の子会社(第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第六条の三において同じ。)である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。)

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

七の二 振替業

八 両替

九 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理

十 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

十一 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。)

十三 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間

(以下この号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得代額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付隨費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものである

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする

権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十四 前号に掲げる業務の代理又は媒介

- 十五 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該長期信用銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者への利便の向上に資するもの
- 十六 当該長期信用銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの
- 十七 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
- 二 削除
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債
- 四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債
- 五 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
- 六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債
- 七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
- 八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外國法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものと除外。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- イ 各権利の金額が一億円を下回ないこと。
- ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- ハ 利息の支払期限を、口の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 九 第三項第一号又は第九号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それが金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。
- 十 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。
- 十一 第六条の二 長期信用銀行は、前条の規定により営む業務及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。（外國銀行代理業務に係る認可等）
- 十二 第六条の三 長期信用銀行は、第六条第三項第五号の二に掲げる業務（以下「外國銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外國銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外國銀行（以下「所属外國銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 十三 前項の規定にかかるわらず、長期信用銀行は、外國銀行グループ（外國銀行及びその子会社である外國銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。）ごとに、認可を受けて当該外國銀行グループに属する外國銀行を所属外國銀行とする外國銀行代理業務を営むことができる。
- 十四 第一項の規定は、長期信用銀行が当該長期信用銀行の子会社である外國銀行その他の内の内閣府令で定める外國銀行を所属外國銀行として外國銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。

- この場合において、当該長期信用銀行は、当該外國銀行代理業務に係る所属外國銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 第五条 長期信用銀行は、長期資金に関する貸付等に基く債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るため、確実な担保を徵し、又は分割して弁済させる方法をとする等特別の考慮をしなければならない。（長期信用銀行債の発行）
- 第六条 長期信用銀行は、資本金及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計金額の三十三倍に相当する金額を限度として、長期信用銀行債を発行することができる。
- 第七条 長期信用銀行債の借換発行の場合の特例
- 第八条 長期信用銀行債の借換のため、一時前条に規定する限度を超えて長期信用銀行債を発行することができる。
- 第九条 長期信用銀行債を発行した場合には、適用しない。（長期信用銀行債の発行方法）
- 第十条 長期信用銀行は、長期信用銀行債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。（長期信用銀行債の発行の届出）
- 十一 第一項の規定により長期信用銀行債を発行したときは、発行後一箇月以内にその長期信用銀行債の金額に相当する額の発行済みの長期信用銀行債を償還しなければならない。（長期信用銀行債の償還）
- 十二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七十二条（社債管理者の設置）の規定は、長期信用銀行が長期信用銀行債を発行する場合には、適用しない。（長期信用銀行債の発行方法）
- 第十三条 長期信用銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。
- 一 当該社債券は、無記名式とする。
- 二 長期信用銀行は、長期信用銀行債を発行する場合においては、売出の方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。
- 三 長期信用銀行は、長期信用銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 四 当該社債券の番号
- 五 当該社債券に係る社債の金額
- 六 当該社債券に係る長期信用銀行債の利率
- 七 当該社債券に係る長期信用銀行債の償還の方法及び期限
- 八 当該社債券の番号
- 九 長期信用銀行は、売出の方法により長期信用銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 売出期間
- 二 長期信用銀行債の総額
- 三 数回に分けて长期信用銀行債の払込をさせるとときは、その払込の金額及び時期
- 四 長期信用銀行債発行の価額又はその最低価額
- 五 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる長期信用銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨
- 六 前項第一号から第四号までに掲げる事項
- 七 長期信用銀行は、长期信用銀行債を発行する場合においては、割引の方法によることができない。（長期信用銀行債の消滅時効）
- 八 第十二条 長期信用銀行が発行する长期信用銀行債の消滅時効は、その権利を行使することができない。元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第十三条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、長期信用銀行が発行する長期信用銀行債の社債券の模造について準用する。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社(以下この条及び第十七条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一、長期信用銀行

二、銀行(銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

二の二、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。)

三、金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(同法第二十八条第八項(通則)に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第十一号口並びに第十六条の四第一項第二号及び第十号口において「証券専門会社」という。)

四、金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第十一号口並びに第十六条の四第一項第三号及び第十号口において「証券仲介専門会社」という。)

五、金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

六、金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

七、金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為の委託の媒介

八、金融商品取引法第二条第十一項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

九、金融商品取引法第二条第十八項第三号に掲げる行為の委託の媒介

十、金融商品取引法第二条第十九項に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十一、金融商品取引法第二条第二十条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十二、金融商品取引法第二条第二十一条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十三、金融商品取引法第二条第二十二条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十四、金融商品取引法第二条第二十三条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十五、金融商品取引法第二条第二十四条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十六、金融商品取引法第二条第二十五条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十七、金融商品取引法第二条第二十六条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十八、金融商品取引法第二条第二十七条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

十九、金融商品取引法第二条第二十八条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

二十、金融商品取引法第二条第二十九条に規定する取引所金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

七、銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社
八、有価証券関連業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

九、保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十、信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十一、次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあっては、当該長期信用銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに限り、その業務を営んでいるものに限る。)

十二、信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をうけるためにその業務を営んでいるものに限り、その業務を専ら営むもの(第十六条の四第一項第五号及び第十号口に

イ、従属業務

ロ、金融関連業務(当該長期信用銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては証券専門関連業務を、当該長期信用銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては保険専門関連業務を、当該長期信用銀行が信託兼営銀行(兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。第十六条の四第一項第十号口において同じ。)、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合(当該長期信用銀行が兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む長期信用銀行である場合を除く。)にあっては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

十三、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次号及び第十四号において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項(銀行等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をい事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)を超える議決権(株主総会において決議をすることができる以下この条において同じ。)を超える議決権(株主総会において決議をすることができる以下この条において同じ。)を保有していないものに限る。)

十四、経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

十五、前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資する見込まれる業務を営む会社

十六、子会社対象会社のみを子会社とする持株会社(第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

十七、子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十八、前項に規定する子会社とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又

は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第一百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

6 第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、長期信用銀行又はその子会社（第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた会社が当該事由（当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

7 前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（從属業務（第四項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七条第四号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社（第一項第十五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となることができる。

一 当該長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社（同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）、持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。以下この条における「同一」とは、当該子会社が子会社としているものと同一の子会社であることを指す。）又は外国特定金融関連業務会社（第四項第二号に規定する金融関連業務をいう。第十一項及び第十六条の四において同じ。）のうち内閣府令で定めたものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び第十七条において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第六項の規定は、長期信用銀行が、外国特定金融関連業務会社（当該長期信用銀行が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社に対するものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。）を子会社としようとするときについて準用する。

一 長期信用銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社（第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該長期信用銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 長期信用銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力を確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該長期信用銀行の申請により、一年を限り、第八項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該長期信用銀行が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第八項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該長期信用銀行が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業遂行のため、当該長期信用銀行が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

长期信用銀行は、現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。）を子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一

項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

第十四条 第一項、第八項、第九項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該長期信用銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由（当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十五条 第六項の規定は、長期信用銀行が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社（その業務により当該長期信用銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められるなどその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

第十六条 長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続ければならない。

（一）現に子会社としている第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

（二）現に子会社としている外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第八項第二号に掲げる場合、第十三項及び第十四項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

第十一項の規定は、前項の承認について準用する。

第十七条 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該長期信用銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたこととその他の内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

（合併異議の催告）

第十八条 長期信用銀行が合併（第十七条において準用する銀行法第三十条第一項（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）に規定する合併に限る。）の決議をした場合において、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定によつてしなければならない催告は、長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

（会社分割異議の催告）

第十九条 長期信用銀行が会社分割の決議をした場合において、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定によつてしなければならない催告は、長期信用銀行債の権利者、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者に対してはすることを要しない。

2 会社法第七百五十九条第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等、第七百六十二条第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四条第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）並びに第七百六十六条第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる長期信用銀行債の権利者、預金者は、定期積金の積金者その他他政令で定める債権者には、適用しない。

（吸収分割又は事業の譲受け）

第十五条 長期信用銀行は、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行業に属するものに限る。以下この条において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約に関する業務が当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を繼續することができる。

（他業会社への転移等）

第十六条 長期信用銀行が第十七条において準用する銀行法第四十一条第一号（免許の失効）の規定に該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合において、当該長期信用銀行であつた会社に従前の長期信用銀行債、預金又は定期積金の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、内閣総理大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後二十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は長期信用銀行債の権利者、預金者若しくは定期積金の積金者の保護を図るために当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に関し必要な命令をすることができる。

2 前項の規定は、長期信用銀行及び銀行以外の会社が合併又は会社分割により長期信用銀行の長期信用銀行債、預金又は定期積金の債務を承継した場合について準用する。

第十七条 銀行法第二十四条第一項（報告又は資料の提出）並びに第二十五条第一項、第三項及び第四項（立入検査）の規定は、前二項の規定の適用を受ける会社について準用する。

（長期信用銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）

第十八条 一の長期信用銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の長期信用銀

行持株会社（第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（次条において「国等」という。）を除く。以下「長期信用銀行議決権大量保有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から五年（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。）以内（保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）に、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合（長期信用銀行議決権大量保有者の保有する当該長期信用銀行議決権大量保有者がその総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者である長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の数を、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行持株会社の総株主の議決権で除して得た割合をいう。）に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の議決権の保有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名

四 事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類
第五十三条の二第三項の規定は、前項の場合において長期信用銀行議決権大量保有者が保有する議決権について準用する。

(長期信用銀行主要株主に係る認可等)

第十六条の二の二 次に掲げる取引若しくは行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値(銀行法第二条第九項(定義等)に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。)以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第十六条の二の四第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする長期信用銀行の保有者による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該議決権の保有者になろうとする者による長期信用銀行の議決権の取得(担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有していける会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者(国等並びに长期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この項及び第二十七条において「特定主要株主」という。)

は、当該事由の生じた日の属する当該长期信用銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

四 特定主要株主は、前項の規定による措置により长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

五 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者若しくは长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

六 第十三条の二第三項の規定は、前各項の場合において长期信用銀行主要株主(长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつて、第一項の認可を受けて設立され、又は同項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者)が、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

七 第十六条の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

八 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人では、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

九 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される

会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という。)による长期信用銀行の

主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその

主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決

権の保有者となる长期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

十 法人申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の財産及び収支の状況に照ら

して、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる长期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、长期信用銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による长期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる长期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行う者である場合においては、收支の状況を含む。)に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる长期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、长期信用銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(长期信用銀行持株会社に係る認可等)

第十六条の二の四 次に掲げる取引若しくは行為により长期信用銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第四項第一号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)によるとする会社又は长期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

一 当該会社又はその子会社による长期信用銀行の議決権の取得(担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により长期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が长期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

四 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。当該措置によることなく猶予期限日後も引き続き长期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

五 特定持株会社は、前項の規定による措置により长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き长期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

六 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるとする会社若しくは长期信用銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も长期信用銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

七 第十六条の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の收支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる長期信用銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)
第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行
一の二 資金移動専門会社
二 証券専門会社
三 証券仲介専門会社
三の二 第十三条の二第一項第四号の二に掲げる会社

四 保険会社
四の二 少額短期保険業者
五 信託専門会社

六 銀行業を営む外国の会社

七 有価証券関連業務を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

八 保険業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

次に掲げる業務を専ら當る会社(イに掲げる業務を當る会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社、その子会社(長期信用銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。)イに掲げる業務を當る会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

ロ 金融関連業務(当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては第十三条の二第四項第三号に規定する証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に規定する保険専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に規定する信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次号及び第十三号において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。以下この条及び次条において同じ。)を超える議決権を保有しているものに限る。)

十二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

十四 前号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる

業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資するところを見込まれる業務を営む会社

十五 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社によることを予定している会社を含む。)

十六 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十五の二 前項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

三 長期信用銀行持株会社は、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社(同項第十号イに掲げる業務又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら當む会社を除く。以下この条及び第二十七条第六号において「長期信用銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)においては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十第一項から第三項まで(銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 前項の規定は、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)においては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた長期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該長期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

五 長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかるず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。
一 当該長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、同項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合(前号に掲げる場合を除く。)

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

- 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社（当該長期信用銀行持株会社が長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。）を子会社としようとするときについて準用する。
- 7 長期信用銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社において、内閣総理大臣以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。
- 8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。
- 一 長期信用銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象会社（第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社の當む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他事情に照らして、当該長期信用銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合
- 二 長期信用銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合
- 9 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該長期信用銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。
- 一 当該長期信用銀行持株会社が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合
- 二 当該長期信用銀行持株会社が子会社とした子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合
- 10 長期信用銀行持株会社は、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。）をその子会社とし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかるべきである。
- 11 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社とみなされた長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることによって、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 12 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としようとする日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

- 6 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社（当該長期信用銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。
- 7 長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社において、内閣総理大臣以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。
- 8 内閣総理大臣は、現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社とすることについて準用する。
- 9 長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。
- 10 現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を除く。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合並びに前号に掲げる場合を除く。）
- 11 第八項の規定は、前項の承認について準用する。
- 12 第九項の規定は、前項の承認について準用する。
- 13 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該長期信用銀行持株会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他の内閣府令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなりよう、所要の措置を講じなければならない。
- 14 第十項の規定は、前項の承認について準用する。
- 15 第十一項の規定は、前項の承認について準用する。
- 16 第十六条の四の二 長期信用銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかるべきである。
- 17 前項会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の子会社を除く。以下「持株子会社」という。）とすることができる。
- 18 一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）
- イ 前条第一項第十号又はロに掲げる業務を専ら営む会社（同号イに掲げる業務（次項において「従属業務」という。）を営むものに限る。）であつて、当該長期信用銀行持株会社、その子会社（長期信用銀行並びに同条第一項第一号及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるもの
- ロ 前条第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社
- 二 前条第一項各号（第十一号から第十四号までを除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）
- 19 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 20 前項の規定は、第一項各号に掲げる会社を持株特定子会社としようとするとき、あらかじめ、当該持株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務（前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この項及び第二十七条第六号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 21 前項の規定は、第一項各号に掲げる会社を持株特定子会社としようとする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて

て内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その持株特定子会社としている第一項各号に掲げる会社を第三項（この項において準用する場合を含む。）又は前項ただし書の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としようとするときについて準用する。

6 認定長期信用銀行持株会社（次項の認定を受けた長期信用銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに第十七条において同じ。）は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかるわらず、特例長期信用銀行業高度化等業務（同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。）を専ら営む会社を持株特定子会社とすることができる。

7 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社の申請により、当該長期信用銀行持株会社が当該長期信用銀行持株会社及びに当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行及び特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる基準として内閣府令で定めるものに適合することについて、認定を行う。

8 認定長期信用銀行持株会社は、第六項の規定により特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としようとするとき（特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあっては、当該認定長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、あらかじめ、その会社が営もうとする特例長期信用銀行業高度化等業務を定めて、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

9 前項の規定は、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定長期信用銀行持株会社の持株特定子会社（前項に規定する内閣府令で定める会社にあっては、長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該認定長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣に届出をした場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 長期信用銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社（第一項各号に掲げる会社又は特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。次項及び第二十七条第六号において同じ。）を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

11 前項の規定は、第四項本文及び第九項本文に規定する場合（第四項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合及び第九項ただし書の規定による届出をして持株特定子会社（第八項に規定する内閣府令で定める会社にあっては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となつた特例子会社対象会社（長期信用銀行代理業の許可））には、適用しない。

第十六条の五 長期信用銀行代理業

は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行ふ営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 長期信用銀行代理業者（第一項の許可を受けて長期信用銀行代理業（前項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、所属長期信用銀行（長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受け入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う长期信用銀行をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属長期信用銀行の委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。

4 長期信用銀行代理業者は、あらかじめ、所属長期信用銀行の許諾を得た場合でなければ、长期信用銀行代理業の再委託をしてはならない。

（許可の基準）

第五十六条の六 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 長期信用銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人の構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前条第一項の許可に長期信用銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

（適用除外）

第五十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかるわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他法令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第五十六条の八 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（長期信用銀行業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（長期信用銀行業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第十七条を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

口 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われる者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行

を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第十七条において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定に

による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国

において受けている当該指定に類する行政处分を取り消された場合において、その取消しの

日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二

において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定

による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若し

くは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令

で定める指定に類する行政处分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内に

その法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

本 この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑

（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はそ

の刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである

こと。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）

が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施

するために十分であると認められること。

八 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し

指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第二十九条

において同じ。）と長期信用銀行との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条におい

て同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第十七条において準用する

銀行法第五十七条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条

第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四

項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）を述べた長期信用銀行の数の長期信用銀行の総数に占める割合が政令で定める割合以下の場合となつたこと。

前項に規定する「長期信用銀行業務関連苦情」とは、長期信用銀行業務（長期信用銀行が第六

条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務並びに当該長期信用

銀行のために長期信用銀行代理業を営む者が営む長期信用銀行代理業をいう。以下この項及び第

十七条において同じ。）に関する苦情をいい、前項に規定する「長期信用銀行業務関連紛争」と

は、長期信用銀行業務に関する紛争当事者が和解をできるものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀

行に対する要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第十七条

には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号まで

に掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第十七条

において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るもの

に限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及

び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第十六条の九 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

二 手続実施基本契約の内容に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入長期信用銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である長期信用銀行をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入長期信用銀行又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

（銀行法の準用）

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本金の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十三条の四（金融商品取引法の準用）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三条の二（会社分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（外国銀行代理業務に係る認可等）、第五十二条の二の二（外国銀行の免許に関する特例）、第五十二条の二の五（外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用）、第五十二条の二の十一（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条第十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十二条の二十三の二（銀行持株会社の子会社の範囲等の特例）、第五十二条の三十六（許可）、第五十二条の三十八（許可の基準）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）、第五十五条の六十の二第一項（適用除外）、第七章の五（電子決済等取扱業）、第七章の六（電子決済等代行業）、第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）、第五十二条の六十七第一項（業務規程）、第五十三条第五項及び第六項（届出事項）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号及び第十三号から第二十五号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）、第十章（没収に関する手続等の特例）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行グループに係るものにあつては長期信用銀行グループ（長期信用銀行（子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社を子会社としているものであつて、他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でないものに限る。）及びその子会社の集團をいう。）について、外國銀行代理銀行に係るものにあつては外國銀行代理長期信用銀行（第六条の三第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外國銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行をいう。以下同じ。）について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係るものにあつては長期信用銀行主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行子会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行子会社と持株会社について、銀行持株会社グループに係るものにあつては長期信用銀行持株会社及びその子会社の集團をいう。）について、認定銀行持株会社に係るものにあつては認定長期信用銀行持株会社について、銀行代理業者に係るものにあつては認定長期信用銀行代理業者について、所属銀行に係るものにあつては認定長期信用銀行代理業者について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業に係るものにあつては紛争

解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務（第十六条の八第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、銀行業務に係るものにあつては長期信用銀行業務について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めることにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行（長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。）又は当該長期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）の所属長期信用銀行（同項に規定する所属長期信用銀行をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（長期信用銀行代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い長期信用銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、長期信用銀行にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「長期信用銀行にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻價格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第二十七条の一から第三十七条の六まで、第四十条の二（第四項及び第四十三条の四）とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第三項を除く。）第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（銀行との関係）

第十八条 長期信用銀行は、銀行法にいう銀行ではない。但し、銀行法及びこれに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定がない限り、長期信用銀行を含むものとする。

第十九条 内閣総理大臣は、この法律の規定（第十七条において準用する銀行法の規定を含む。次
（認可等の条件）

2 条から第二十三条までにおいて同じ。)による認可、承認又は認定(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及び、それを変更することができる。
前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

第二十条 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は長期信用銀行持株会社（第十六条の二の四第一項の認可を受け（認可の失効）

た者を含む。)がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二の第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とすることについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3 第一項に規定するもののほか、第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書の認可について第一項に規定するものと同一の規定期限内に申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

(内閣府令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、許可、認可、承認、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(権限の委任)

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局长又は財務支局长に委任することができる。

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで長期信用銀行代理業を営んだ者

三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者

四 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に长期信用銀行の業務を営ませた者

五 銀行法第五十二条の四十一（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定により第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に长期信用銀行代理業（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）を営ませた者

六 第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

七 第十六条の二の四第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けた場合は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十六条の二の四第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて长期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して长期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は銀行法第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて长期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第四第一項若しくは第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

四 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、又はこれを併科する。

五 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書を提出した者

七 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書を提出した者

八 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書を提出した者

九 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書を提出した者

一〇 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書を提出した者

一一 銀行法第五十二条の八十二第一項若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書を提出した者

一二 第十九条第一項の規定により付した条件（第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

一三 銀行法第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項（銀行法第五十二条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一四 第二十二条第四項若しくは第五十二条の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは銀行法第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法（銀行法第二十条第六項に規定する電磁的方法をいう。次号において同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録（銀行法第二十二条第三項に規定する電磁的記録をいう。同号において同じ。）に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けられることができる状態に置く措置をとつた者

一五 第二十二条第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十二条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十二条第四項、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これら

務を行なうべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、長期信用銀行主要株主(長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主があつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつた場合は、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行持株会社が长期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社(特定持株会社が长期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む)の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条の二又は銀行法第五十二条の二十一第二項の規定による違反して他の業務を営んだとき。

二 第六条の三第三項、第十条第一項若しくは第十一第四項の規定又は銀行法第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十三条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

三 第十三条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(長期信用銀行等を子会社としたとき又は第十六条の四第一項に規定する国内の会社を除く)を子会社としたとき。

四 第十三条の二第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで子会社対象会社以外の会社(銀行法第六条の四第一項に規定する国内の会社を除く)を子会社としたとき又は第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社以外の会社(銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社を除く)を子会社としたとき。

五 第十六条の二第一項、第十六条の二の二第三項若しくは第十六条の二の四第二項若しくは第四項の規定若しくは銀行法第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五若しくは第五十二条の六の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

六 第十六条の四第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで長期信用銀行等を子会社としたとき(同条第一項第十四号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く))にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数(銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、第十六条の四第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(長期信用銀行等に限る)に該当する子会社としたとき若しくは同項第十四号に掲げる会社(同条第十二項に規定する内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十二項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(長期信用銀行等に限る)に該当する子会社としたとき若しくは同項第十四号に掲げる会社(同条第十二項に規定する内閣府令で定める会社を除く)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が当該内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が当該内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が当該内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき若しくは同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社(同条第五項において準用する場合を含む)を子会社としたとき若しくは同条第四項ただし書の認可に係る特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき又は同条第八項の規定による届出をしない特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき若しくは同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項(同条第五項において準用する場合を含む)若しくは同条第四項ただし書の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき又は同条第八項の規定による届出をしない特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき若しくは同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項(同条第五項において準用する場合を含む)を子会社としたとき(同条第一項に規定する内閣府令で定める会社を除く)にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数(銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。)を超える議決権を得し、又は保有したとき)第十三条の二第九項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第九項に規定する外國特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十五項において准用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき又は同条第十五項において准用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき若しくは同条第十八項、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書、第十六条の四第三項第十五項に規定する内閣府令で定める会社に限る)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき又は同条第十八項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第十九項各号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る)に該当する子会社としたとき若しくは同条第十九項若しくは第十六項(同条第十九項又は第十五項において准用する場合を含む)、第十項、第十三項、第十六項若しくは第十八項、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書、第十六条の四第三項第十五項又は第十二項において准用する場合を含む)、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項若しくは第十六項の四の二第三項(同条第五項において准用する場合を含む)若しくは第七項の規定又は銀行法第八条第二項若しくは第三項、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可承認又は認定に係るものに限る)に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条第二項若しくは第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

九 銀行法第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第十六条の四第一項若しくは第五十二条の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

改正規定並びに第九条中農林中央金庫法第十七条の改正規定並びに附則第四条第五項から第七項
まで、第五条第五項並びに第六条第五項（附則第四条第八項に係る部分を除く。）及び第六項の
規定は、公布の日から施行する。

（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この条において「改正後の長期信用銀
行法」という。）第十四条の規定は、長期信用銀行が施行日以後に同条に規定する合併の決議を
した場合における同条に規定する催告について適用し、施行日前にした合併の決議に係る催告に
ついては、なお従前の例による。

2 改正後の長期信用銀行法第十六条の規定は、施行日以後に長期信用銀行が改正後の長期信用銀
行法第十七条において準用する銀行法第四十一条第一号の規定に該当して長期信用銀行法第四条
第一項の大蔵大臣の免許が効力を失つた場合並びに施行日以後に長期信用銀行及び銀行以外の会
社が合併により長期信用銀行の債券、預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、
施行日の前日において第四条の規定による改正前の長期信用銀行法第十六条の規定の適用を受け
てゐる会社に対する大蔵大臣の監督についてはなお従前の例による。

3 第四条の規定による長期信用銀行法第十七条の規定の改正に伴う経過措置については、次項に
定めるものを除き、銀行法附則第四条から第二十条まで（同法附則第五条、第六条第一項、第九
条、第十条第一項、第十三条及び第十八条を除く。）及び同法附則第二十五条の規定の例による。

4 改正後の長期信用銀行法第二十条の規定は、長期信用銀行が施行日以後に受けた改正後の長期
信用銀行法の規定（改正後の長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）
による認可について適用し、施行日前に受けた第四条の規定による改正前の長期信用銀行法の規
定による認可については、なお従前の例による。

5 前条第五項の規定は、長期信用銀行の営業年度について準用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ
る事項（銀行法附則の規定の例によりなお従前の例によることとされる事項を含む。）に係るこ
の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行
の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関
係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この
法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることがで
きる。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

第四十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項
に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に一の銀行等（第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行
法」という。）第四条第五項に規定する銀行等をいう。以下この条において同じ。）が新銀行法第
十六条の四第二項第二号（第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行
法」という。）第十七条又は第三条の規定による改正後の外国為替銀行法（以下「新長期信用銀行
法」という。）第十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる会社の發
行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式等」という。）
の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」と
いう。）を所有しているときは、当該銀行等は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）
から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際銀行等が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしている
株式等の取得（施行日において実行していないものに限る。）が、新銀行法第十六条の四第一項
第二号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等の取得となるときは、当該銀行
等は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4 この法律の施行の際銀行等が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしている
株式等の取得（施行日において実行していないものに限る。）が、新銀行法第十六条の四第一項
第二号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等の取得となるときは、当該銀行
等は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

5 この法律の施行の際銀行等が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしている
株式等の取得（施行日において実行していないものに限る。）が、新銀行法第十六条の四第一項
第二号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等の取得となるときは、当該銀行
等は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（外国為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十二条第二項の規定
による許可）

二 外國為替及び外國貿易管理法第二十二条第一項第四号の規定による届出（当該届出につき、
同法第二十三条第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により
当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を
受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。）

3 新銀行法第十六条の四第三項（新長期信用銀行法第十七条又は新外國為替銀行法第十二条にお
いて準用する場合を含む。）において準用する新銀行法第十六条の二第二項の規定は、前二項の
場合において銀行等が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 第一項又は第二項の規定により届出をした銀行等は、当該届出に係る株式等の取得又は所有に
つき、施行日において新銀行法第十六条の四第一項（新長期信用銀行法第十七条又は新外國為替
銀行法第十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認可を受けたものとみな
す。

5 施行日前に第一条の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第九条第一項（第
二条の規定による改正前の長期信用銀行法（以下「旧長期信用銀行法」という。）第十七条若し
くは第三条の規定による改正前の外國為替銀行法（以下「旧外國為替銀行法」という。）第十一
条において準用する場合又は旧銀行法第九条第二項（旧長期信用銀行法第十七条又は旧外國為替
銀行法第十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によつて
した認可、当該認可に付した条件、当該認可に係る承認又は当該認可に係る申請は、新銀行法第
十六条の四第一項の規定によつてした認可、当該認可に付した条件、当該認可に係る承認又は當
該認可に係る申請とみなす。

（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。次条及び附則第十二条にお
いて同じ。）が長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）になつた
（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

附 則（昭和六年五月三一日法律第七七号）抄

16

場合において、施行日以後に継続する旧長期信用銀行法第十五条後段に規定する業務について
は、同条後段の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)
(第三十二条) この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によ
れる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
(その他の経過措置の政令への委任)

(第三十三条) 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則 (平成五年六月一四日法律第六三号)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成八年六月二一日法律第九四号) 抄

(施行期日)
(第一条) この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

(第十二条) この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によ
ることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用につい
ては、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

(第十三条) 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月六日法律第七二号)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）の施行の日から施行す
る。

(経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従
前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合における
前項の例による。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)
(第一条) この法律は、金融監督設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。

(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)

2 この法律による改正前の担保附社債信託法は、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀
行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私の独占の禁止
及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関す
る法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船
主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、自動車損害賠償保障法、農
地工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、不
動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金
庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のた
めの銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の
規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通
知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無
尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的
団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する
法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中
小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農
業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保
険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関
する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法
律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法
律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び
向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度
及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資
に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、
農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社
の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」と
いう。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、
承認、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対
してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣總
理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の
手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものにつ
いては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機
関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされてい
ないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

(大蔵省令等に関する経過措置)

(第三条) この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担
保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣總
理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(第五条) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

(第六条) 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、
政令で定める。

附 則 (平成九年一二月一〇日法律第一一七号) 抄

(施行期日)
(第一条) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一〇日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)
(第一条) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

(検討)

[第十条] 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）及び第四条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）及び第四条の規定による改正後の保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成九年一一月一二日法律第一二一号) 抄

(施行期日)

[第一条] この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二百二十号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

[第一条] この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改定規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第二百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十二条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第二百三十六条、第二百四十条、第二百四十三条、第二百四十七条、第二百四十九条、第二百五十八条、第二百六十四条、第二百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第二百八十八条から第二百九十条までの規定 平成十年七月一日

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

[第一百六条] 新長期信用銀行法第十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 平成十三年三月三十一日までの間は、新長期信用銀行法第十三条の二第一項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十一条の規定による改正前の長期信用銀行法（以下この項及び次項において「旧長期信用銀行法」という。）第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する認可（当該認可に係る新長期信用銀行法第二十条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に長期信用銀行が新長期信用銀行法第十三条の二第六項において準用する旧長期信用銀行法第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有して第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有して

いる会社を除く。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該長期信用銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならない。施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新長期信用銀行法第十三条の二第一項第八号に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所持している長期信用銀行又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該長期信用銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該長期信用銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

(権限の委任)

[第一百四十七条] 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあっては、地方支分部局の長）に委任することができる。（処分等の効力）

[第一百八十八条] この法律（附則第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この項において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまふとのみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

[第一百八十九条] この法律（附則第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この項において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまふとのみなす。

[第一百九十条] 附則第二条から第二百四十六条まで、第二百五十三条、第二百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

[第一百九十二条] 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一三三号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定（「、第十七条の二」を削る部分に限る。）、第三条中保険業法第一百十二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項第一号の改正規定、第四条中第五十五条の二を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定

（長期信用銀行の株主に関する経過措置）
 公布の日から起算して一月を経過した日
 （長期信用銀行の株主に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に存する長期信用銀行の株式の所有者に対する第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）第十六条の二から第十六条の二の三までの規定及び新長期信用銀行法第十七条规定の適用については、当該株式の大量所有者は長期信用銀行主要株主について準用される新銀行法第十七条において長期信用銀行株式大量所有者又は施行日において新長期信用銀行法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該長期信用銀行の株式の所有者になったものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の長期信用銀行法第十三条の二第六項又は第七項ただし書の認可を受けて他の長期信用銀行を子会社としている長期信用銀行は、当該他の長期信用銀行の株式の所有につき、施行日に新長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の認可を受けたものとみなす。
 （権限の委任）

第十三条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
 第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがあることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第十六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新銀行法、新長期信用銀行法及び新保険業法の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主、新長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主及び新保険業法第二条第十四項に規定する保険主要株主に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

1 （施行期日）
 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 (施行期日)
 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号)抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号)抄

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号)抄

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九七号)抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中証券取引法第三十三条の三、第六十四条の二第一項第二号及び第六十四条の七第五項の改正規定、同法第六十五条の二第五項の改正規定（「及び第七号」を「、第七号及び第十

二号に改める部分に限る。)並びに同法第百四十四条、第百六十三条第二項並びに第二百七一条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律(以下この条において「外国証券業者法」という。)第三十六条第二項の改正規定、第四条中投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資信託法」という。)第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下この条において「投資顧問業法」という。)第十九条の三の改正規定、第十二条の規定、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定 この法律の公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。(罰則に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月八日法律第一五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(内閣府令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定める。

第三十四条の二 この附則(附則第十五条第四項を除く。)及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際に特定保険業を行つていた民法第三十四条の規定により設立された法人(以下「特定保険業者」という。)及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督を行つていた行政機関(同日以前にあつては、同条の規定によりなお従前の例による。)

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

例により当該法人の業務の監督を行う行政機関)

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による行政庁(都道府県の知事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

3 第一項の規定により金融庁長官又は財務支局長に委任された権限については、政令で定めるところがでできる。

(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六五号）抄
（施行期日）

(以下「施行日」という。)から施行する。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

の七に規定する長期信用銀行等に限る。次項において、「長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行等」という。に対する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第三項の規定の適用については、同項中「銀行代理業を営もうとするときは」とあるのは、「銀行行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六百六号）の施行の日から起算して三月以内に」
长期信用銀行代理業を営む长期信用銀行等について、新長期信用銀行法第十七条によるて準

第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

(準備行為)
第十五条 新銀行法第五十二条の三十六第一項、新長期信用銀行法第十六条の五第一項、新信用金

庫法第八十五条の二第一項、新労働金庫法第八十九条の三第二項又は新協金法第六条の三第二項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新銀行法第五十二条の三十七（新

長期信用銀行法第十七條、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項又は新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請を行う

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者がことができる。

は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても二

4 億円以下の罰金刑を、その人に対する同項の罰金刑を科する。
前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為

につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において（处分等の効力）

同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律

の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

（権限の委任）
よる。

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委託する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の雀民につては、政令で定めるところにより、その一部を財務省長又は財務支局

長（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

検討める。

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二百九十二条 長期信用銀行（第十四条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この条において「新長期信用銀行法」という。）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）は、この法律の施行後最初に特定預金等契約（新長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(権限の委任)

第二百十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第二百十七条 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第二百十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一五日法律第一〇九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第二百二条の規定）
（公表の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての長期信用銀行法の規定の適用については、当該豆明面に貰ひ同法第二百二条第一項に規定する豆明面に適用する。

規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同
〔罰則の適用に関する経過措置〕

(二)也の置き場所の規則(二)の委任
（二）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(平成二〇年六月一三日法律第六五号)抄
附則

第一条 〔施行期日〕この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合において

(政令への委任) ける)の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過
措置は、政令で定める。

（検討）政令で定める

第四十二条 政府はこの法律の施行後五年以内にこの法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

附則（平成二一年六月一〇日法律第五一号）抄る。

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下

〔施行日〕 という。）から施行する。
附 則（平成二年六月二十四日法律第五八号）少

(施行期日) 金月二十二日(法行第三十九)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条、第 一及び二略

四十五条第一号、第五十九条の六、第六十条の十三及び第六十六条の十四第一号ロの改正規定、同法第七十七条に一項を加える改正規定、同法第七十七条の二に一項を加える改正規定、

同法第七十九条の十三の改正規定並びに同法第一百五十六条の三十一の次に一条を加える改正規定、第二条中無尽業法目次の改正規定（「第十三条」を「第十三条ノ二」に改める部分に限る）

）、同法第九条の改正規定及び同法第二章中第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機關の言七業務の専管等に關する法律第二条第一項及び第二条の二の文王規定、第四条中

全農林閣の信託業者の兼業等に關する改正規定第一号第一二〇万で第二条の二の改正規定、第四条の農業組合法第十一條の二の改正規定、同法第十一條の三の二を加える改正規定

定 同法第十一條の十の三の改正規定 同法第十一條の十二の二を同法第十一條の十二の三とし、同法第十一條の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第九十二条の五の改正規定、第

五条中水産業協同組合法第十一項第四項第一号及び第十二条の九の改正規定、同法第十二条の十の次に一条を加える改正規定、同法第十二条の十三第二項及び第十五条の七の改正規定、同法第十五条の九の二を同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正

正德元年九月廿二日

規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百条の八第一項及び第一百二十一条の五の改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第九条の七の三及び第九条の七の四並びに第九条の七の五第二項の改正規定並びに同法第九条の九の次に二条を加える改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同法第八十九条の二の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等」に改める部分に限る。）、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等」に改める部分に限る。）、第九条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定（「提供等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同法第九十四条の二の改正規定（「書面による解除」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付）」に改める部分に限る。）、第十一条中貸金業法第十二条の三を同法第十二条の四とし、同法第五十二条の二の五の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付））、第三十七条の六（書面による解除）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等」に改める部分に限る。）及び同法第五十二条の二の四十五の二の改正規定、第十三条中貸金業法第十二条の二の改正規定、同法第五十五条の改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二条中保険業法目次の改正規定（「第五百五条」を「第五百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第五十五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第二百四十条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百四十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の二による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用においてなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二二年一月一九日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年五月二十五日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二百九十七条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に三号を加える改正規定、同法第二百九十八条及び第二百七条第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定（「第二百九十八条（第五号及び第八号を除く。）」を「第二百九十八条（第四号の二）」に改める部分に限る。）、第六条中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八条の改正規定並びに附則第三十条及び第三十一条の規定

（施行期日）
（罰則の適用に関する経過措置）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日

この法律（附則第三十条号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

この法律（附則第三十一条の規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二四年三月三一日法律第二三号）抄

第一条 （施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条中保険業法第六条の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第二百二十七条第一項の改正規定、同法第三十五条第三項の改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第七十三条の四第二項第二号の改正規定、同法第七十三条の五の改正規定、同法第二百十条第一項の改正規定、同法第二百七十九条の四第九項の改正規定（「第二百四十条」を「次条第一項、第二百四十条」に改める部分及び「第二百三十九条第二項」を「第二百三十八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百三十九条第二項に改める部分に限る。）、同法第二百七十二条の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第二百三十八条」を「第二百三十七条第五項及び第二百三十八条」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第二百条の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「新保険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。）、同項の表第二百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第二百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第二百三十三条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第二項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五条）第二百三十一条の改正規定に限る。）並びに第九条から第十三条までの規定

（施行期日）
（罰則の適用に関する経過措置）

この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二四年九月二日法律第八六号）抄

第一条 （施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定

（施行期日）
この法律（附則第四条第十三項及び第十八条の規定にあっては、当該規定）の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定

（施行期日）
この法律（附則第一条、次条及び第十七条の規定にあっては、当該規定）の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十二条まで及び第十六条の規定

（施行期日）
この法律（附則第三条並びに第七条、第九条から第十二条まで及び第十六条の規定にあっては、当該規定）の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日） **平成二六年五月三〇日法律第四四号** 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定（「第八章 罰則（第一百九十七条～第二百九条）」を「第八章 罰則（第一百九十七条～第二百九条の三）／第八章の二 没収に関する手続等の特例（第二百九条の四～第二百九条の七）」に改める部分に限る。）、同法第四十六条、第四十

六条の六第三項、第四十九条及び第四十条の二、第五十条の二第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定（規定（「を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（規定（「を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第二百

十条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百

十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定（第三十八条の下に「（第七号を除く。）を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規

定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第二十一条の五の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第二十一条の五の改正規定を除く。）、第七条（中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。）、第八

条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び投資法人に関する法律第十九条の二の改正規定を除く。）、第十一条（長期信用銀行法第

十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第

十三条（銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十六条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。）、第十七

条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）及び第十八条（株式会社商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第十

三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十条の改正規定を除く。）、第十四条（株式会社日本本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十

三条第二項の改正規定（「規定（「を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。」に限る。）及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条第二項の改正規定（「規定（「を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。」及び同条第四項の改正規定に限る。）の規定。公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるところにおけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日） **平成二八年六月三日法律第六二号** 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条 （長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）
この法律の施行の際現にされている第六条の規定による改正前の長期信用銀行法（次条において「旧長期信用銀行法」という。）第十七条において準用する銀行法第八条第三項の規定による認可の申請のうち長期信用銀行と第六条の規定による改正後の長期信用銀行法（次条において「新長期信用銀行法」という。）第十七条において準用する新銀行法第八条第四項に規定する者との間の契約に関するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第六条の三第一項の認可を受けて同項に規定する外国銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月を経過する日までに新長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行が属する同条第二項に規定する外国銀行グループについて内閣総理大臣に届け出たときは、当該外国銀行グループについて同項の認可を受けた長期信用銀行とみなす。

（権限の委任）

第六条 内閣総理大臣は、附則第三条及び前条の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年五月二十四日法律第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月一日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の一、第百三条の三、第二百六十七条の一、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四九号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第二条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

第二十条 附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定を公布の日

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定を公布の日

附 則 (平成二九年六月一日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九十三条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十六条、第一百三十九条、第一百二十一条から第一百三十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二百九十三条までの規定を公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月一日法律第七一号) 抄
 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第四項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定を公布の日

附 則 (令和二年六月一一日法律第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条中銀行法第五十二条の二の五の改正規定及び同法第五十二条の四十五の二の改正規

定、第三条中金融商品取引法第三十七条の六（見出しを含む。）の改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条の二の改正規定、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十一

二条中保険業法第四条第三項の改正規定、同法第三百条の二の改正規定及び同法第三百九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第四十一条（罰則の適用の特例）この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委附) 第四十三条 二の附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関するもの）は、**改正後**の二〇一九年五月一日より、**改正前**の二〇一九年五月一日より適用する。

（検討）は政令で定める。この経過措置を含む。

第四十四条 政府はこの法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると

認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) 附則 (令和三年六月二日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附則 (令和四年六月一〇日法律第六一號) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定
(政令への委任) 公布の日

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 [法の施行] この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五百九条の規定
付則（同ロユウハヨ一六日去律第六三号）
少

附 項目 (令和五年六月一六日法務第三号) 括
第一二〇 去年は、ノ市〇〇〇〇の記算、一一一三一四〇となり、此用内にこうへて支分をうら日、つ直

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を越えたる筆者死後において、政令で定める日から施行する。

（施行期日）令和五年一月二九日法律第七九号 捷

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六十八条の規定 公布の日
第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、

第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第一百七条第一項及び第一百七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六项の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第二項、第二百七十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十二条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十二条第一項、第三十四条第三十九条から第四十二条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第五十五条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十二条の二第一項、第二十二条の三及び第二十四条第二項の改正規定 同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第六十六条第四項及び第五项、第一百七十二条の三第一項及び第二项、第一百七十二条の四第二项、第一百七十二条的十二第二项、第一百七十八条第十项及び第十一项、第一百八十五条の七第四项から第七项まで、第十四项、第十五项及び第三十一项、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。並びに同法第三百五十五条第四号及び第五号、第三百六十六条の二第二号、第三百七十二条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定）「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「揭示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。